

# 世界遺産講座

## 第2講

世界遺産講座第2講では、世界遺産が誕生するまでの経緯を紹介します。

文化財を破壊・毀損してはならない。誰しもが当然のことと認識しているのですが、これが世界共通の国際法として成立したのはたった100年前のことです。その国際法とは1907年10月に制定された「陸戦法規慣習に関する条約」（通称ハーベス条約）で、そこには歴史的な建造物等に対して損害を与えないよう必要な手段を取ることが規定されました。また、1931年には歴史的な建造物の維持や保存の重要性などを示し、その修復にあたっては近代的な技術や材料を用いることを認めるアテネ憲章が採択されました。さらに1935年4月に制定された「ワシントン条約」では、ハーベス条約を指針とし、文化財を保護するため可能なすべての措置を講ずることを

決意しました。しかし、二度の世界大戦では、これらの条約がそれほど効力を発揮せず、多くの文化財が破壊・毀損されました。特に日本では名古屋城や首里城が失われたことがあります。一方、ローマやフィレンツェ、ヴェネツィア、パリは自国政府がこれらの都市に軍事施設を設置しないことと軍隊を通過させない無防備都市宣言をしたことから、他国からの攻撃対象とならず、都市全域が破壊を免れました。

第二次世界大戦後の1945年11月にその前文で全人類の平和を願うことを掲げたユネスコ憲章が採択され、その後ユネスコが設立されました。ユネスコの数ある任務のひとつに「世界の遺産である図書、芸術作品並びに歴史的及び科学の記念物

の保存及び保護を確保し、かつ、関係諸国民に対しして必要な国際条約を勧告する」ことがあげられています。その中で1907年に制定されたハーベス条約の趣旨を継受し、発展させた武力紛争時の文化財保護条約（通称1954年ハーベス条約）が1954年5月に採択されました。

この条約では、文化財に対する敵対行為や復仇（ふつきゅう）行為を禁止し、紛争相手国でもその文化財を尊重しなければならないことを定めています。その後、歴史的な建造物の保存修復についてのヴェネツィア憲章が採択されました。この憲章は歴史的な建造物の維持や保存の重要性を示すアテネ憲章を継承していますが、アテネ憲章がその修復において近代的な技術や材料の使用を認めることに対し、ヴェネツィア憲章では修復の際には建設当時の工法や素材を尊重すべきとする「真正性」という概念が初めて示されることとなりました。1965年にはこのヴェネ

ツィア憲章の考えに基づき、現在では世界文化遺産の選定を行っているICOMOSが設立されました。自然遺産の保護については、いこうとする先人達の想いが込められており、国や民族を超えて全地球的に自然を保護することを目的として、現在では世界自然遺産の選定を行つてあるIUCNが設立されました。

そして、1960年代には世界的な経済発展に伴う文化財の消失や自然の破壊に関する問題が顕著となり、これらを一体として保護する機運となりました。その結果、1972年11月にパリで開催された第17回ユネスコ総会において「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」が採択され、1975年9月に発効の要件である締約国数20カ国を達成したため、同年12月に発効されることとなりました。そして1978年に西ドイツのアーヘン大聖堂やエクアドルのガラパゴス諸島をはじめとした、最初の世界遺産12件が誕生することとなりました。

観光資源として注目を浴びる世界遺産ですが、その根幹には文化財や自然を分け隔て無く、後世に伝えていこうとする先人達の想いが込められているのです。